



Uターン就職のために企業の採用面接やインターンシップを受けられる方へ



平成30年度

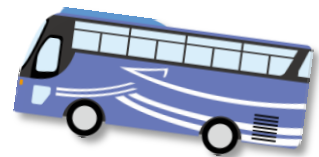
山形県Uターン就職活動 交通費助成事業



山形県内の企業へ就職を希望している方に対して、山形県内で実施される採用面接を受けるため又はインターンシップに参加するために要した交通費の一部（対象経費の1/2（100円未満切り捨て）又は1万円のいずれか低い額）を助成します。

◆ 補助金の交付を受けるにあたって必要な条件

- ① 山形県Uターン情報センターに利用者登録を行っている。
※なお、協定締結大学の学生の場合は、当該補助金に係る在学確認を受けることでも可能
- ② 山形県内で採用面接又はインターンシップ（3日以上）が行われている。



山形日和。 

お問合せ窓口

● 山形県Uターン情報センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館13階
山形県東京事務所内 TEL 03(5212)8996 FAX 03(5212)9028

● 山形県商工労働部雇用対策課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 山形県庁8階
TEL 023(630)2711 FAX 023(630)2376

HPはこちらから



(準備中)

平成30年度山形県Uターン就職活動交通費助成事業の概要

◆補助金の交付を受けるにあたって必要な条件

①～②の条件を満たすこと

① 山形県Uターン情報センターに利用者登録を行っている。
※なお、山形県と学生Uターン就職促進に関する協定を締結している大学（協定締結大学）の学生の場合は、当該補助金に係る在学確認を受けることも可能

② 山形県内で採用面接又はインターンシップ（3日以上）が行われている。

※なお、新規学卒者は、6月1日以降の面接とする。

◆対象となる経費

申請者の住所地から県内企業との面接地又はインターンシップ地までの往復の移動に要した交通費で、以下に該当するもの鉄道、航空機、高速バスのいずれかの利用（宿泊料込みのパック旅行商品も対象となります。）

※詳細は、交付要綱第4条をご参照ください。

◆補助金の額

対象経費の1/2（100円未満切り捨て）又は10,000円のいずれか低い額

（1人につき2回まで受給できます。）

※他の企業、地方公共団体等から助成を受ける場合は、当該助成の合計額と補助金の合計額は対象経費の範囲内となります。

※予算額に達した場合、受付を終了させていただきますので御了承下さい。

◆申請手続きの流れ

＜一般＞山形県Uターン情報センターにおいて利用者登録を行う（メール可）
＜協定締結大学の学生＞在学する大学で申請書への在学確認を受ける又は
山形県Uターン情報センターにおいて利用者登録を行う（メール可）

採用面接・インターンシップ（実施場所は山形県内）

面接時又はインターンシップ時に、面接・インターンシップ実施証明書に企業側から必要事項の記入・押印を受ける。

※採用面接又はインターンシップを受けた後、30日以内に申請

山形県商工労働部雇用対策課に申請書類を提出

【提出書類】

- ① 山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請書
※振込先口座に係る通帳の見開き部分の写しなど振込先が確認できるものを添付
- ② 面接・インターンシップ実施証明書
- ③ 支出した経費（交通費）の領収書の原本、又は支払いを証明できるもの

（県）申請書類の審査 ⇒ 申請者へ交付決定通知を送付

申請時の指定口座に補助金の振込

協定締結大学（H30.8.7現在）

- ・東海大学
- ・神奈川大学
- ・専修大学
- ・大東文化大学
- ・日本大学
- ・明治大学
- ・国土舘大学
- ・駒澤大学
- ・東洋大学
- ・文教大学
- ・立教大学
- ・帝京大学
- ・帝京大学短期大学
- ・明治学院大学
- ・立正大学